

厚生労働省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見		
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料	
219	資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整に係る事務処理の見直し	資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者を介さず保険者等の間において直接処理できるよう措置を講じること。	【支障事例】 転職等により、国民健康保険から別の保険に異動したときに起こる。 過誤調整の方法は、旧保険者の国保が医療機関に支払った額を被保険者に一旦負担してもらい、その被保険者が新たに加入した保険者に請求する。 過誤調整は、1市で年間200件を超えている団体がある。被保険者としては、医療機関で既に一部負担金を支払っており、更に保険者負担分の肩代わりについて、納得してもらうのに時間がかかる。また、途中で連絡がつかなくなる場合もあり、最悪の場合、支払ってもらえないこともある。これは保険者にとって煩雑であり、被保険者にも負担である。 【提案に対する国の対応等】 この提案は、全国市長会において、国に対し、平成11年6月から要望・提言している。 厚労省では、市町村事務の負担の軽減の観点から、事務の効率化への取り組みが必要であるとしているところであるが、資格喪失後受診に伴う保険者間の過誤調整は、被保険者が新保険者に療養費の請求を行う際に、被保険者と旧保険者で合意した上で、旧保険者に受領について委任を行うことで、その療養費を新保険者から旧保険者に直接支払わせることは可能であり、具体的な処理が実施できる体制の構築について、関係者と協議し検討したいとしている。 この対応では、保険者が被保険者と接触する必要があり、保険者と被保険者ともに、事務的な負担が残ることから、被保険者を介さず保険者等の間において直接処理できる仕組みが必要である。 【効果】 本提案が実現すれば、被保険者は事務的・金銭的な負担が無くなり、保険者は迅速な事務処理が可能となり、事務的負担も軽減する。	国民健康保険法第8条	-	厚生労働省	全国市長会	C 対応不可	資格喪失後受診などにより、被保険者がこれまで加入していた保険者(以下「旧保険者」という。)に対して保険給付返還金債務を負う一方で、新たに加入した保険者(以下「現保険者」という。)に対する療養費請求権を有する場合に、債権譲渡等により旧保険者が現保険者に対して直接に療養費の請求を行うことは認められない。(国民健康保険法第67条) ただし、被保険者が現保険者に療養費の請求を行う際に、被保険者と旧保険者で合意した上で、旧保険者に受領について委任を行うことで、その療養費を現保険者から旧保険者に直接支払うことは可能であると考えており、こうした事務処理の実施に向けて、現在、関係者と調整中であり、調整終了後、速やかに周知する予定である。	会計検査院から厚生労働省に対し、平成25年3月26日(25検第195号)において、保険者等が債権の回収を速やかに行うことができるよう、被保険者資格喪失後の受診等による返還金に係り医療費相当額を保険者等の間で相互に調整できる体制を整備することについて、関係府省とも調整するなどして、具体的な検討に着手することが求めている。 厚労省が現在考えている方策では、旧保険者が被保険者から受領について委任を受ける必要がある。しかし、被保険者と連絡が取れない場合は、債権の回収を速やかに行うことができず、会計検査院の意見に応えることができない。 旧保険者が被保険者と連絡を取るには、例えば、被保険者が自宅に帰ってくる時間帯に電話をするが、被保険者が不在であれば、何回も連絡する必要がある。担当職員は、超過勤務を強いられるばかりでなく、労力、経費ともに無駄であり、人員が限られている中、業務を圧迫している。保険者同士であれば、勤務時間内に連絡が取れ、債権の回収も速やかに行うことができる。 被保険者の事務的・金銭的負担を無くし、保険者の事務的負担を軽減するため、被保険者を介さず保険者等の間において直接処理できる仕組みを構築されたい。	-	-	-	-
348	資格喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整手続の簡素化・迅速化	資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者を介さず保険者間において直接処理できるよう措置を講じること。	【支障事例】 国保加入者(被保険者)が資格喪失(就職や扶養等)後に誤って国保を利用して受診した場合、その期間に市町村国保から支払われた給付費(保険者負担分)は、一旦全額を当該被保険者から市町村国保が徴収し、そのうち新保険者(社保等)から相当額が被保険者に対して支払われることとなっている。しかし、その給付費が特に高額に及ぶ場合、被保険者からの徴収が不調を来すケースが多い。 【懸念の解消策】 このように、現行では当該被保険者との間で事務手続き(連絡調整及び徴収)が必要であるが、本提案が実現し保険者間での調整が可能となれば、当該被保険者にとっては負担が軽減され、市町村国保にとっては確実な徴収が可能となる。さらに被保険者との手続きが省略されることにより、事務の簡素化・迅速化が図られるとともに資格の適正化を期することができる。	国民健康保険法第8条	-	厚生労働省	大分市	C 対応不可	資格喪失後受診などにより、被保険者がこれまで加入していた保険者(以下「旧保険者」という。)に対して保険給付返還金債務を負う一方で、新たに加入した保険者(以下「現保険者」という。)に対する療養費請求権を有する場合に、債権譲渡等により旧保険者が現保険者に対して直接に療養費の請求を行うことは認められない。(国民健康保険法第67条) ただし、被保険者が現保険者に療養費の請求を行う際に、被保険者と旧保険者で合意した上で、旧保険者に受領について委任を行うことで、その療養費を現保険者から旧保険者に直接支払うことは可能であると考えており、こうした事務処理の実施に向けて、現在、関係者と調整中であり、調整終了後、速やかに周知する予定である。	旧保険者に受領についての委任を行うことによる事務処理の実施により、過誤調整が可能となることに関しては一定の理解ができる。 しかしながら、この方法によると、市外転出により資格を喪失した場合や本人の所在確認が困難な場合など、被保険者との連絡がとれず、事務の迅速化が図られないことが懸念される。 このようなことから、資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整については、被保険者を介さず保険者間において直接処理できるような措置について、引き続き検討いただきたい。	-	-	-	-

厚生労働省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平26対応方針(平27.12.22閣議決定)注釈) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>として併記 ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>として併記 ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>として併記 ※平30対応方針(平30.12.25閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平30>として併記 ※令和対応方針(令和.12.23閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<令和>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
219	<p>【全国市長会】 会計検査院から厚生労働省に対し、平成25年3月26日(25検第195号)において、保険者等が債権の回収を速やかに行うことができるよう、被保険者資格喪失後の受診等による返還金に係り医療費相当額を保険者等の間で相互に調整できる体制を整備することについて、関係府省とも調整するなどして、具体的な検討に着手することが求めている。 厚労省が現在考えている方策では、旧保険者が被保険者から受領について委任を受ける必要がある。しかし、被保険者と連絡が取れない場合は、債権の回収を速やかに行うことができず、会計検査院の意見に応えることができない。 旧保険者が被保険者と連絡を取るには、例えば、被保険者が自宅に帰ってくる時間帯に電話をするが、被保険者が不在であれば、何回も連絡する必要がある。担当職員は、超過勤務を強いられるばかりでなく、労力、経費ともに無駄であり、人員が限られている中、業務を圧迫している。保険者同士であれば、勤務時間内に連絡が取れ、債権の回収も速やかに行うことができる。 被保険者の事務的、金銭的負担を無くし、保険者の事務的負担を軽減するため、被保険者を介さず保険者等の間において直接処理できる仕組みを構築されたい。</p> <p>【全国町村会】 被保険者の合意を得た上で現保険者から旧保険者に直接支払う仕組みを検討中とのことだが、旧保険者が被保険者と接触する必要があり、事務負担が残ることは変わらないことから、被保険者を介さず保険者間で直接処理する仕組みが必要と考える。</p>	別紙あり		C 対応不可	<p>社会保障の保険給付は、保険事故発生の際の生活保障を目的としており、ご指摘のように被保険者を介さず保険者間において直接処理することは、保険給付の受給権の保護の観点から適当ではない。</p> <p>なお、被保険者が現保険者に療養費の請求を行う際に、被保険者と旧保険者で合意した上で、旧保険者に受領について委任を行うことで、その療養費を現保険者から旧保険者に直接支払うことは可能であると考えており、こうした事務処理の実施に向けて、現在、関係者と調整中であり、調整終了後、速やかに周知する予定である。</p>	<p><平26> 6【厚生労働省】 (7)国民健康保険法(昭33法192) 資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者から旧保険者に対し療養費の受領について委任を行うことで、現保険者から旧保険者に直接支払う事務処理の普及を図る。その上で、被保険者資格のオンライン確認により過誤を減少させるための仕組み等、保険者の事務負担の更なる軽減に繋がる方策を検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p><令和> 5【厚生労働省】 (3)健康保険法(大11法70)、船員保険法(昭14法73)、私立学校教職員共済法(昭28法245)、国家公務員共済組合法(昭33法128)、国民健康保険法(昭33法192)、地方公務員等共済組合法(昭37法152)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 被保険者資格喪失後の受診に伴う過誤を減少させるための仕組みについては、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上等を図るため、診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、令和3年3月から本格運用を開始する。</p>	法律等	令和3年3月(健康保険証利用) 令和3年10月(レセプト振替サービス)	<p>・平成26年12月5日に発出した通知「被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間での調整について」により示す保険者間調整の仕組みについて、全国国保主管課長会議等、様々な会議の機会等を捉えて周知を行った。 ・オンライン資格確認の運用等について、保険者等の意見を聞きながら検討を行った。また、オンライン資格確認の導入等を内容とする「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第9号)が通常国会で成立した(令和元年5月15日)。</p>	「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)に基づき、運用の開始に向けてシステム開発等を進めており、令和3年3月には、オンライン資格確認等システムにより、被保険者の資格等を医療機関等の窓口で直ちに確認可能となる。さらに、令和3年10月には、そのシステムの機能の1つとして、審査支払機関が資格のある保険者を把握している場合には、医療機関や被保険者を介さずに、レセプトの請求先をその保険者に振り替えることとしている。
348	<p>【全国市長会】 会計検査院から厚生労働省に対し、平成25年3月26日(25検第195号)において、保険者等が債権の回収を速やかに行うことができるよう、被保険者資格喪失後の受診等による返還金に係り医療費相当額を保険者等の間で相互に調整できる体制を整備することについて、関係府省とも調整するなどして、具体的な検討に着手することが求めている。 厚労省が現在考えている方策では、旧保険者が被保険者から受領について委任を受ける必要がある。しかし、被保険者と連絡が取れない場合は、債権の回収を速やかに行うことができず、会計検査院の意見に応えることができない。 旧保険者が被保険者と連絡を取るには、例えば、被保険者が自宅に帰ってくる時間帯に電話をするが、被保険者が不在であれば、何回も連絡する必要がある。担当職員は、超過勤務を強いられるばかりでなく、労力、経費ともに無駄であり、人員が限られている中、業務を圧迫している。保険者同士であれば、勤務時間内に連絡が取れ、債権の回収も速やかに行うことができる。 被保険者の事務的、金銭的負担を無くし、保険者の事務的負担を軽減するため、被保険者を介さず保険者等の間において直接処理できる仕組みを構築されたい。</p> <p>【全国町村会】 被保険者の合意を得た上で現保険者から旧保険者に直接支払う仕組みを検討中とのことだが、旧保険者が被保険者と接触する必要があり、事務負担が残ることは変わらないことから、被保険者を介さず保険者間で直接処理する仕組みが必要と考える。</p>	別紙あり		C 対応不可	<p>社会保障の保険給付は、保険事故発生の際の生活保障を目的としており、ご指摘のように被保険者を介さず保険者間において直接処理することは、保険給付の受給権の保護の観点から適当ではない。</p> <p>なお、被保険者が現保険者に療養費の請求を行う際に、被保険者と旧保険者で合意した上で、旧保険者に受領について委任を行うことで、その療養費を現保険者から旧保険者に直接支払うことは可能であると考えており、こうした事務処理の実施に向けて、現在、関係者と調整中であり、調整終了後、速やかに周知する予定である。</p>	<p><平26> 6【厚生労働省】 (7)国民健康保険法(昭33法192) 資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者から旧保険者に対し療養費の受領について委任を行うことで、現保険者から旧保険者に直接支払う事務処理の普及を図る。その上で、被保険者資格のオンライン確認により過誤を減少させるための仕組み等、保険者の事務負担の更なる軽減に繋がる方策を検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p><令和> 5【厚生労働省】 (3)健康保険法(大11法70)、船員保険法(昭14法73)、私立学校教職員共済法(昭28法245)、国家公務員共済組合法(昭33法128)、国民健康保険法(昭33法192)、地方公務員等共済組合法(昭37法152)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 被保険者資格喪失後の受診に伴う過誤を減少させるための仕組みについては、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上等を図るため、診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、令和3年3月から本格運用を開始する。</p>	法律等	令和3年3月(健康保険証利用) 令和3年10月(レセプト振替サービス)	<p>・平成26年12月5日に発出した通知「被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間での調整について」により示す保険者間調整の仕組みについて、全国国保主管課長会議等、様々な会議の機会等を捉えて周知を行った。 ・オンライン資格確認の運用等について、保険者等の意見を聞きながら検討を行った。また、オンライン資格確認の導入等を内容とする「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第9号)が通常国会で成立した(令和元年5月15日)。</p>	「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)に基づき、運用の開始に向けてシステム開発等を進めており、令和3年3月には、オンライン資格確認等システムにより、被保険者の資格等を医療機関等の窓口で直ちに確認可能となる。さらに、令和3年10月には、そのシステムの機能の1つとして、審査支払機関が資格のある保険者を把握している場合には、医療機関や被保険者を介さずに、レセプトの請求先をその保険者に振り替えることとしている。